

【研究不正に関する報道(抜粋)】(2017～2018年度)

2018年12月

No.	機関・時期	内容	内容
181	〇〇大学〇〇 2018年12月 20日	カラ出張 研究費の不正受 給・私的流用	<p>＜〇〇大の准教授、旅費を不正使用 172万円、処分の方針＞</p> <p>〇〇大学〇〇は19日、大学教育センター所属のY准教授(47)が、学会参加などを名目とした旅費約172万円を不正使用していたと発表した。大学はY氏を処分する方針。</p> <p>同大によると、Y氏は2014～17年度、学会参加などで旅費を受け取っていた14件について、実際は参加していなかったとしている。このうち5件は使途が研究目的ではなく、私的流用だったと認定。さらに1件は他大学からも二重に費用を受け取っていた。</p> <p>大学の聞き取りにY氏は「学会には参加しなかったが、現地で共同研究者と打ち合わせをしていた」などと説明。しかし、学会参加という申請内容や報告と実際の行動が異なるほか、一部で研究活動が確認できなかったため、大学側は不正と認定した。Y氏は全額返還したという。</p> <p>〇〇大は再発防止策として、今後は出張を証明する書類の提出を義務づけるとしている。</p>
180	〇〇大学 2018年11月 17日	個人情報流出 検査データの保 管・管理の不備	<p>＜患者の情報入りUSB紛失 501人分 〇大付属病院の医師＞</p> <p>〇〇大学医学部付属病院の医師が、患者501人の名前や生年月日などの個人情報が含まれるUSBメモリーを紛失した。病院内でなくした可能性が高いという。これまでに個人情報が不正に利用されたとの情報はないとしている。</p> <p>同大が16日に発表した。それによると、USBメモリーには過去20年に同病院で造血幹細胞移植を受けた患者500人の名前や生年月日、移植様式などのリストと、同病院の呼吸器内科に受診歴がある患者1人の名前や検査データなどが入っていた。この医師が研究目的で所持していたという。</p> <p>医師は9月6日朝、病院内でUSBメモリーを使い、同日午後5時ごろ、紛失に気が付いた。その間、病院外には出ていないという。10月末に同大に報告し、今月13日、〇〇署に遺失物届を提出した。</p> <p>同病院では、個人情報が含まれるUSBメモリーのデータはパスワードで保護するなどのルールがあるが、医師はパスワードを設定していなかった。同大は「ルールの再点検や周知徹底を行う」としている。</p>

179	〇〇〇〇学院 2018年11月 10日	引用文献不正	<p><学院長、引用文献不正の疑い 〇〇〇〇学院、調査へ></p> <p>学校法人・〇〇〇〇〇学院(〇区)が、学界や論壇で受賞を重ねるF院長の著書に「研究活動上の不正行為の疑いがある」として、学内調査委員会を設置することが9日わかった。F氏が引用した神学者の論文の存在が確認できていないという。</p> <p>F氏が記述した索引にある「△△△」を書籍やネットで調べ、論文が掲載されている可能性のある雑誌も30年分閲覧しても、名前も論文も発見できなかったという。</p>
178	〇〇大学 2018年10月 19日	カラ出張	<p><研究費280万円不正 〇大、准教授を処分へ></p> <p>〇〇大学(本部・〇〇市)は18日、同大学術研究院教育学系のS准教授(臨床心理学、社会心理学)がカラ出張を繰り返すなどし、研究費約280万円を不正に得ていたと発表した。私的流用は確認できなかったが、12月をめぐりに処分するとしている。</p> <p>同大研究推進部によると、不正が確認されたのは2012～17年度の計80回。実際には出かけていない出張申請や出張した際の宿泊数を水増しし、虚偽の旅行完了報告を提出して、旅費や宿泊費を不正に得ていた。今年2月の内部会計監査で分かったという。</p> <p>同大の調査では、内訳は大学運営資金約50万円と、国の科学研究費助成事業(科研費)約230万円。不正に得た金のほとんどは、S准教授の研究室にある個人金庫に保管されていた。一部は研究室のプリンター修理に使用したと判明したが、私的流用はなかったと判断したという。</p> <p>S准教授は09～12年に同大の助教を務め、12年から現職に就いていた。同大によると、S准教授は常に成果を残さないといけないという認識が強く、研究費を確実に使うことも研究には欠くことができない要素との誤った認識があり、「研究費を使えていないことで、研究の遂行に問題があると思われる、と考えた結果、研究費を使っているように示す手段としてカラ出張を行った」と同大に説明したという。不正に得た分は返還するという。</p> <p>同大は「関係の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます」などとするコメントを、ホームページで発表した。</p>
177	〇〇大学 2018年6月23日	研究費の不正使用(預け金)	<p><〇大元教授が9400万円不正経理></p> <p>〇〇大学は22日、医療機器販売会社から賄賂を受け取ったとして収賄罪に問われ、有罪判決を受けた大学院薬学研究科の60代の元男性教授について、総額約9400万円の不正な経理操作があったとする調査結果を発表した。元教授は2003年4月～12年6月、この医療機器販売会社と架空取引を繰り返し、国などが支給する科学研究費補助金など約9400万円をこの会社に「預け金」としてプールしていたとされる。この金の行方について〇大は「会社が倒産し、帳簿などが手に入らなかったため、特定できなかった」としている。また別の元特定教授にも総額約570万円の不正な経理操作があったと発表。元特</p>

			定教授は17年8月に死去した。
176	〇〇大学 2018年6月16日	カラ出張、研究費の私的流用	<p><〇〇大准教授を懲戒解雇処分に 研究費を不正使用></p> <p>〇〇大学は15日、研究費139万円を不正使用したとして、F 医工学センターの〇准教授(59)を14日付で懲戒解雇処分にしたと発表した。准教授は4月に不正に得た資金を全額返還したという。</p> <p>同大によると、不正使用があったのは医療系の企業1社から2011~12年度に得た計300万円の奨学寄付金。△△地方の研究者3人のメールアドレスを偽造して研究の打ち合わせなどを装い、16年度は出張5件、交通費209件、17年度は出張32件について未払い分を除く計139万円を不正に得ていた。</p> <p>不正に得た金と自分の金を合わせ、数回に分けて10年満期の定額貯金にしていた。大学側の調査に准教授は「してはならないことをしてしまった。申し訳ない」と話しているという。</p>
175	〇〇医科大学 2018年6月15日	研究データ不正入手	<p><医大生、PCデータ不正入手 ソフト設定容疑、逮捕 〇〇医大></p> <p>大学のパソコンからデータを収集するため、不正なソフトを無断で組み込んだとして、〇〇府警は14日、〇〇医科大医学部4年の〇容疑者(23)を不正指令電磁的記録供用容疑で逮捕し、発表した。「勉強のための資料が欲しかった」と供述しているという。</p> <p>サイバー犯罪対策課によると、逮捕容疑は今年1月と4月ごろ、大学の教室に置かれた、教員が講義で使用するパソコンにデータをコピーするソフトを無断で組み込んだというもの。教員が自分のUSBメモリーをパソコンに差し込むと、メモリー内の全データがコピーされ、学生が閲覧できるフォルダーに転送される仕組みになっていたという。</p> <p>同課や大学によると、ソフトは5台のパソコンに組み込まれていた。複数の教員らが使用し、フォルダーからは「カルテ」「患者」「試験」などのデータ計約46万ファイルが確認され、付属病院に通う患者の診療記録なども見つかった。ただ、外部への流出は確認されていないという。</p> <p>同医科大は14日午後、記者会見を開き、〇学長が「不適切な取り扱いがあり、深くおわび申し上げます」と謝罪した。</p>
174	〇〇〇大学 2018年6月12日	研究費の不正使用(預け金)	<p><科研費710万円、〇〇〇大不正 業者に預けプール></p> <p>〇〇〇大は12日、医学部の歯科口腔(こうくう)医療センターで、年度内に使い切れなかった国の科学研究費補助金(科研費)を業者への「預け金」としてプールするなど、計710万円の不正使用・受給があったと発表した。不正をした男性准教授(51)を停職30日、女性講師(53)を同90日の懲戒処分とした。</p> <p>同大によると、准教授は2003年度に受けた科研費のうち、使い切れなかった30万円分の試薬などを業者に架</p>

			<p>空発注。購入したように見せかけて代金分をプールし、翌年度、実験の費用に充てた。講師は06年度の科研費を別の研究者名義で無断申請し、680万円を不正に受け取った。</p> <p>15年12月、大学に匿名の情報提供があり、調査委員会を設けて調べていた。懲戒処分は昨年10月2日付で、監督責任のあるセンター長も出勤停止20日にした。U副学長は「このような不正が発生したことを重く受け止め、深く反省します」と陳謝した。</p>
173	<p>〇〇〇〇〇〇大学 2018年5月26日</p>	論文盗用	<p><元教授、紀要に論文6本盗用 故人、処分はせず 〇〇〇〇大></p> <p>〇〇〇〇〇〇大芸術学部の男性元教授が1997～2002年に、同大が発行する刊行物(紀要)に掲載した6本の論文で、ほぼ全文が他人の論文から盗用されていたことがわかった。元教授と盗用元の論文の著者が故人であることなどから、同大は処分を実施しないという。</p> <p>同大によると、元教授は主に日本文学が専門で、開学時の1995年から勤務し、不正があった論文の掲載当時は助教授だった。2012年に体調不良などを理由に退職し、16年に死亡しているという。</p> <p>盗用があったのは、同大が年1回発行する紀要に掲載された6本の論文で、盗用元の著者は全て同じだったという。紀要は全国の大学や県内の公共機関などに毎年700冊が配布されたという。</p> <p>昨年7月に他大学から、掲載されている元教授の論文が他者の論文とほぼ同一であるとの指摘を受けたことで不正が発覚。学内で確認すると、盗用元とされる論文と表題を含めた内容がほぼ同じだったことが確認できたという。</p> <p>同大は昨年7月末に文部科学省に報告後、同8月から外部の弁護士など6人で調査委員会を開催し、今年1月、元教授の不正を正式に認定した。3月以降は大学ホームページで不正についての調査結果を公表したほか、紀要の配布先に論文を削除するシールを配るなどした。</p> <p>同大によると、教授に昇任した02年の翌年以降は元教授による論文の発表がないことなどから、不正は昇任に向けた業績作りのためだったとみられるという。</p>
172	<p>〇〇大学 2018年4月28日</p>	論文データ捏造・改ざん	<p><〇大、W元教授を処分 論文に不正、懲戒解雇相当></p> <p>〇〇大学は27日、論文5本に研究不正があったと認定した、W元教授を懲戒解雇相当の処分とし、発表した。処分は19日付。W元教授は2月に退職しており、退職手当を支給しないことも決めた。</p> <p>W元教授は、生殖細胞ができるときに起こる減数分裂の際に大切な役割を果たすたんぱく質を見つけて「シュゴシン」と名付け、2004年に発表。減数分裂の研究で15年度の朝日賞を共同受賞した。</p> <p>〇〇大が不正を認定したのは、シュゴシンの働きなどを調べた08～15年の5本の論文。グラフや画像の捏造(ねつぞう)や改ざんがあったとした。5本のうち、1本は撤回、2本は訂正、残り2本も訂正の手続き中という。</p>

			<p>W 元教授は取材に対し、「今回の調査で明らかになった私の落ち度を認め、深く反省しております。その結果もたらされた影響について、科学コミュニティー、全ての関係者に心よりおわび申し上げます」とコメントした。</p> <p>H 副学長は「決して許されるものではなく、厳正な対処をした。再発防止にあたっていく」との談話を出した。</p>
171	〇〇大学 2018年4月25日	カラ出張	<p><不正〇大教授、停職1カ月に カラ出張など285万円></p> <p>〇〇大経済研究所の元所長が、△△市の住所を届け出ながら東京の自宅に住み、住居手当や実態にあわない出張費などを不正に得ていた問題で、〇〇大は24日、元所長の〇教授(64)を停職1カ月の懲戒処分にし、発表した。教授がほとんど大学に出勤していなかったことも判明した。</p> <p>〇大によると、教授は2015年10月、H大から移った。△△市の賃貸住宅を住所として住居手当などを得たが、実際は同12月から東京の自宅に居住。出勤時は△△市から東京に出張したことにする「カラ出張」で交通費を捻出した。不正経理は最終的に約285万円と認定した。国の科学研究費補助金から支出されていた約50万円は返還する。</p>
170	〇〇大学 2018年4月20日	研究倫理審査委員会への未申請	<p><倫理委の承認得ず、〇〇大教授が研究 工学部、学生らから採血></p> <p>〇〇大学工学部(△△市)は19日、歯の組織やがんの早期診断の研究をしていた教授(現特任教授)が2011～15年、研究を進める上で必要な工学部の倫理委員会の承認を得ていなかったことを明らかにした。教授を15年9月に口頭での嚴重注意処分にしたという。教授は朝日新聞の取材に「反省している」と話した。記者会見したI工学部長は「本人はうっかりミスと説明している。大変申し訳ない」と陳謝した。</p> <p>説明によると、倫理委員会の承認を得て、教授は09年11月から歯の組織についての研究を始めた。承認期間は12年11月までの3年間だったが、更新することなく研究を続行。また、同研究の一部として11年5月からはがん細胞に関わる研究も始めたという。</p> <p>研究では13年から15年3月、研究員と学生の計26人から計134回採血したという。1回の採血量は25ミリリットル程度で、医師資格を持つ共同研究者が工学部内で実施していた。</p> <p>〇大は15年3月に教授から聞き取り調査し、同4月にはI工学部長が学生からの採血の同意の有無などを確認。その結果、「コンプライアンス上の問題はあがるが、不正行為には該当しない」と判断したという。承認を得ていなかった期間については、さかのぼって倫理委員会が承認した。</p>

169	〇〇短期大学 2018年4月17日	論文盗用	<p><〇〇短期大学で講師が論文盗用></p> <p>〇〇短期大学(△△市)は、50代の専任講師が4年前に雑誌に投稿した論文に盗用の不正があった、と発表した。</p> <p>短大によると、専任講師が2014年に社会福祉系の雑誌に投稿した論文が、学外の研究機関の紀要に載った他の研究者の論文と酷似している、との指摘が昨年7月に寄せられた。学内の調査委員会は、論文全体が酷似し、一部で同じ文章が使われていたことから盗用と認定し、先月30日、短大のホームページで不正を明らかにした。</p> <p>専任講師は盗用を認めているといい、退職願が提出され、同31日付で退職したという。</p>
168	〇〇大学 2018年3月29日	論文の捏造・改ざん	<p><〇大iPS論文、不正の助教解雇「信用を傷つけた」></p> <p>〇〇大〇〇〇細胞研究所に所属していた研究者の論文に捏造(ねつぞう)や改ざんが見つかった問題で、〇大は28日、大学の信用を傷つけたとして、論文の責任著者のY特定拠点助教(36)を懲戒解雇にし、発表した。〇大の調査に対して、Y助教は反省と謝罪の言葉を述べたという。</p> <p>Y所長は「今回の論文不正について、私も監督者として処分を受けました。今後、研究倫理への取り組みをより一層強化し、信頼回復に努めて参ります」などとするコメントを発表した。</p>
167	〇〇〇〇大学 2018年3月10日	論文の捏造・改ざん	<p><〇〇大で論文不正 歯学部講師が捏造・改ざん></p> <p>〇〇〇〇大歯学部の講師らが発表した歯の組織の再生に関する学術論文に、捏造(ねつぞう)や改ざんがあったことがわかった。大学が9日、ホームページに学内調査の結果を公表した。</p> <p>大学によると、問題の論文は、歯の中心部にある「歯髓(しずい)」という組織の再生に関する内容で、2013年12月に発表された。</p> <p>論文の不正に関する匿名の通報を受け、大学は17年4月に調査委員会を設置。調査の結果、細胞内の物質の濃度を示す画像の計20カ所に捏造や改ざんの不正行為があったと認定した。画像を反転させたり、切り貼りしたりしたという。</p> <p>論文の責任著者で歯学部の男性講師が捏造や改ざんをした、と認定。学長が論文の取り下げを勧告した。さらに薬学部の男性准教授と、すでに退職している歯学部の男性名誉教授は不正に関与していないが、データの確認が不十分だったとされた。現職2人については4月以降、学内の懲戒委員会で処分を検討する。</p> <p>大学は「研究倫理の一層の徹底を図り、再発防止に努めてまいります」とホームページにおわびを掲載した。</p>